

小郡市議会基本条例検証結果

平成30年3月23日

議会の活動原則（第2条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・市民に開かれた分かりやすい議会運営では、インターネットによる議会中継、傍聴呼びかけを行った。 ・昨年に続き実施した小郡高校および三井高校の生徒との意見交換会、小学生の議会見学は議会の役割を知ってもらうのに有意義であった。児童生徒、学校側にも快く受け入れられている。 ・議会に対する市民の意見を聞くためにご意見箱を設置した。 ・市民の多様な意見を聞くために、委員会所管事務調査の積極的な実施により各委員会の各種団体との意見交換会などが定着し、市民に開かれた議会運営ができてきた。 ・議会の重要な役割の一つは、市民生活・福祉向上のために市民生活の現状を的確に把握し、課題解決に向け調査研究し政策提言を行うということであり、基本的にはその方向で動きができてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会として合意したものを政策提案するために行う政策討論会が実施できなかった。 ・政策提言については、年間テーマに沿ってさらに深い調査研究、議論を重ね、政策提言書という形にまで持っていく必要があるが、そこまでの明確な目標と実施計画を決めていなかったため、中途半端に終わってしまっている。

議員の活動原則（第3条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・条項に謳われた内容について議員それぞれが努力し活動を行なうことができた。委員会ごとの勉強会など自己研鑽を深める機会は増えてきた。 ・委員会審査での自由討議は定着し、議員の考え方を理解しやすくなり、意見書への反映にも有効だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員間の自由討議をもっと活発にすべきである。 ・議会は言論の府であるので、互いの意見には謙虚に耳を傾け、感情的にならず冷静な議論を行うように心がけたい。

市民参加及び市民との連携（第4条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報公開は、各委員会の公開やインターネット配信などによって積極的にいき、市民への情報公開が少しずつであるが、広がってきている。 ・高校生と意見交換会を実施し、高校生の進路に対する不安や希望を聞くことができた。また、議会への期待の大きさを感じることができ、議員としての職責の重さを再認識した。 ・テーマに沿って委員会ごとに市民団体と意見交換会を行い、市民生活の実態と市民の願いを把握するように努めた。 ・議場に大型モニターを設置し、傍聴者だけでなく議員、執行部にも発言者の表情等よく見えるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算委員会もインターネットによる中継をするべきであるが、実施に当たっては質疑と要望の区別、一般質問との違い等運営面の整理および技術的問題・操作スタッフの配置等の検討が必要である。 ・29年度は高校生との意見交換会を実施したため、市民との意見交換会は行わなかったが、これまでの実績を踏まえテーマや開催形式等を検討したうえで年1回実施したらどうか。 ・これまで実施していない子育て世代や高齢者など対象を絞った意見交換会も検討してはどうか。

議会及び議員と市長等の関係（第5条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・一問一答によって議論が深まり、議員と執行部、議員間で互いの考え方・情報の共有と理解が進んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は市の政策を決定し、その実行を監視するのが役目で、市長は、政策を議会に提案し、認められれば実行するという立場であるという地方自治法の規定を互いに自覚して二代表としての職責を果たすべき。また、議会と市長との関係は、与党野党の関係ではなく、二代表として緊張関係を保ちながら議論の上に理解と協力して市政を前進させるという車の両輪の関係であることを忘れてはならない。 ・議員は質問の趣旨・内容を十分に伝えること。執行部は、議員の質問の趣旨・内容をしっかりと把握すること。 ・チェック機能としての議会の立場をそれぞれの議員が自覚するとともに、議会運営委員会の役割が重要であり、必要に応じて適宜開催することも検討すべきである。 ・新たな政策および政策変更に対するチェック機能をより高めていくことが求められる。

市長等による政策等の説明（第6条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて説明を求めてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、議会が政策の最終決定機関であることを踏まえ、議会への情報提供・報告をていねいに行ってもらいたい。 ・執行部の説明機会は増えたが、タイミングや説明内容が不十分な時がある。今後も積極的に説明を求めていくことが重要である。 ・新規政策及び政策変更および条例や計画の情報提供が遅れる事で、十分な議会としての検討ができない事もあったので途中経過も含め、議会に対し早めに情報提供をしてもらいたい。

予算及び決算における説明資料（第7条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・データファイルが提供された事は評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算については、具体的な施策の効果および次につながる課題も含めた評価を求めたい。 ・予算決算の審査方法については、年間を通した審査の流れや審査資料の内容など、よりよい在り方を検討すべきである。 ・さらにデータでの資料提供を推進していくべきである。 ・資料説明は長くなりがちなので、簡潔な説明、係長説明なども積極的に取り入れてほしい。 ・新規事業に対する予算については、積算根拠等の資料を求める必要がある。

法律第96条第2項の議決事件（第8条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総合振興計画を追加しているが、自治法上、基本構想の策定義務がなくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度初めに、各常任委員会で当面する計画等を実施期間及び改定時期等を把握し、議決案件の追加の必要性を検討する。 ・ 議決事件を拡大するよう求める考えもあるが、議決事件とした場合議会として責任を持てるのか十分検討する必要がある。
自由討議による合意形成（第9条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由討議による合意形成は、議会がめざすべき形であり、手探りながらあらゆる場面で行なうことが定着し、一定の成果を収めてきている。 ・ 予算・決算委員会で自由討議を行い、意見書を提出することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議場での討議も含めさらに自由討議を充実させていく必要がある。 ・ さらに建設的な合意形成になるような自由討議をもっと丁寧に行うべきである。 ・ 常任委員会の年間計画の中に政策提言を目標と設定し、それに向けた合意形成を目指す。その後、政策討論会を開催し、市議会としての政策提案を行う。 ・ 自由討議、合意形成、政策提案・条例制定までできるようにしていくべきである。
委員会の活動（第10条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度計画に沿った委員会視察の報告が行えた。 ・ 年度計画のテーマに沿った所管事務調査及び委員会ごとの市民団体等との意見交換は具体的な成果を収めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会ごとの意見交換や調査研究を充実させて政策提案に繋げていくことが理想的である。 ・ 年間調査事項について報告書を取りまとめることも必要ではないか。 ・ 専門的知見を持つ参考人の招致制度及び公聴会制度の活用については、引き続き今後の課題 ・ 常任委員会の月1回の定例化を行い、所管事務調査等さらに積極的に行うことも検討したらどうか。

議員研修の充実強化（第11条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体研修は、企画した3常任委員会それぞれに工夫された内容で、かつ、いずれも各常任委員会のテーマに沿っていた。これにより幅広い研修がで き充実したものとなった。また、議員間の共通認識が高まった 	<ul style="list-style-type: none"> ・ さらに専門的な研修に繋がっていくことを期待したい。 ・ 近隣自治体で優れた取り組みを行っているところへは、日帰りでの 視察研修も考慮すべき。 ・ 今後も現場主義で、議員全員が研修機会を増やすことが大切。 ・ 市町村アカデミーなど各種研修参加のために政務活動費導入を検討 すべきである。

議会事務局の体制整備（第12条）	
成 果	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制執務機能については、調査補助的な人員確保などさらに強化が 必要である。 ・ 事務局職員に何をどの程度担当させるか検討したうえで、人員の確 保・予算の確保など体制の充実を求める。

議会広報の充実（第13条）	
成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会広報特別委員会の取り組みにより、広報活動が充実してきた。 ・ 一般質問の一人あたりの枠が広がったので、より詳しく報告できるよう になった。 ・ 市民から議会だよりが見やすくなったとの声が聞かれた。 ・ 議会だよりの構成も少しずつ改善されており、市民に理解しやすいように、 あるいは読みやすいように改定し広報委員会の役割も十分果たせている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等の活用も必要となってきた。 ・ 現在の議会ホームページでは、議会改革の内容が見えてこないの で、市民団体との意見交換会などの所管事務調査などもタイムリーにホ ームページに載せ、市民に情報提供することが必要。 ・ 議会で意見が分かれるような議案については、市民も関心を持って いるので、その論点を議会だよりで知らせることが大事。 ・ 本会議や委員会中継、ホームページや今後はSNSの利用まで業務に 入るとすれば、議会広報特別委員会の役割を見直して常任委員会にす ることも検討してはどうか。

その他

- ・選挙後は、新人議員はもとより全議員が「小郡市議会基本条例」の内容・精神を再確認し、議会活動を行うよう再度の研修が必要である。
- ・事務の効率化（ペーパーレス化）
- ・タブレットの活用を推進すべきである。
- ・議場ディスプレイの活用として、一般質問でも資料提示ができる方法を早急に検討し実施してほしい。